

法人口座を開設されるお客さまへ

昨今では、法人口座を悪用した未公開株や社債購入等の投資勧誘に関連した詐欺事件や不法な商行為による被害が拡大し、社会的にも大きな問題となっています。

このような現状を踏まえ、警察庁は金融機関に対し、法人口座開設時の手続きをより厳格に行うよう要請しております。

当庫でも、このような金融犯罪を未然に防止し、正当な金融サービスを提供させていただくため、法人口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いをさせていただいております。

お客さまには、ご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご提示いただく公的書類

- (1) 法人の履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (2) 法人の印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (3) ご来店いただく方、代表者の方および実質的支配者の方の「公的な本人確認書類」
- (4) 定款〔株式会社、一般社団法人、一般財団法人の法人設立日が平成30年11月30日以降の場合は、公証役場が発行する申告受理および認証証明書（定款認証）が必要となります。〕
- (5) 実印（法人）の押印がある（主要）株主名簿または（主要）出資者名簿または法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」
- (6) 設立後6ヵ月以内の法人の場合は「所轄税務署あての法人設立届書（控）」または「所轄税務署あての青色申告承認申請書（控）」

2. ご確認させていただく事項等

- (1) 「取引を行う目的」、「事業内容」等について
- (2) 「ご来店いただく方と法人の関係」等について
- (3) ご来店いただく方が法人の代表権をお持ちでない場合は、「法人から口座開設を委任されていること」を代表権のある方へ電話等で確認させていただきます。
- (4) 法人のお客様の実質的支配者について
法令で定められた実質的支配者とは、議決権25%超を直接または間接的に保有するなど事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。ただし50%超の議決権を直接または間接的に保有している方がいる場合は、その方のみとなります。
- (5) ご確認させていただいた結果、追加での書類のご提示等のお願いや事務所への訪問をさせていただく場合があります。

3. ご留意いただく事項

- (1) お申込から口座開設まで、受付後、2週間程度を要する場合があります。
- (2) お申込にお応えできず口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご持参いただいた書類の写しについてはお返しいたしませんのでご了承ください。

※ ご不明な点は、最寄の窓口までお問い合わせください。